

引っ越しの際は、住所の異動手続を忘れずに

住所の異動届（転入届、転出届、転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿登録など各種行政サービスの基礎となります。

- 届出人は本人または同一世帯員です。
（同一世帯員でない方が届け出する場合は、委任状が必要です）
- 届出人の本人確認をする書類が必要です。
（運転免許証・保険証・マイナンバーカード・旅券など）
- 通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カードも新住所の記載が必要です。

転出・転入する場合

- ①転出前に、転出届を提出して転出証明書を受け取る。
（マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方は、特例転出となり、原則として転出証明書は交付されません）
- ②転入した日から14日以内に、転出証明書を添えて転入届を提出。
（特例転入の方は、マイナンバーカード・住民基本台帳カードを提示してください）

市内で転居する場合

転居した日から14日以内に、転居届を提出。

【届け出・問い合わせ先】 市民課 電話42-2111（内線262・265・266）
稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

「通知カード」



「マイナンバーカード」



国民健康保険からのお知らせ

修学で転出する際の手続きについて

現在つがる市の国保に加入している方が、修学のため市外に転出する場合は、届け出をすることによって「学生用の被保険者証（以下、マル学と呼びます）」を使用することができます。

マル学を交付された方は、つがる市の世帯の国保加入者として取り扱います。

新年度も学生である場合はマル学の更新が必要です。在学中の毎年4月に手続きをしてください。なお、卒業・退学・社会保険等に加入の場合には、つがる市の国民健康保険を脱退する手続きが必要になります。

こんなとき	必要な書類	共通して必要なもの
修学で転出（マル学）	在学証明書	認め印、世帯主と対象者のマイナンバーカード等、窓口にお越しになる方の本人確認書類（免許証等）
マル学更新（在学中毎年4月に手続き）	新年度の在学証明書	
卒業、退学、社会保険等に加入	卒業証明書、退学証明書、社会保険証など	
マル学の方がつがる市に転入	転出証明書（市民課の窓口で必要となります）	

【届け出・問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111（内線271・272）
稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

消防本部からのお知らせ

柏分遣所の廃止について

現在、柏分遣所には救急車1台が配備されており、24時間体制で救急患者の搬送等に備えています。つがる市消防署再編統合計画策定審議会の答申を踏まえた「つがる市消防署再編統合計画」に基づき、6月1日から柏分遣所を廃止します。これにより、柏分遣所の業務は、つがる市消防署へ移行となります。

なお、4月中は現在の体制を継続し、5月中は夜間業務をつがる市消防署へ移行します。

【問い合わせ先】
消防本部 総務課 電話42-2105



■移住者マイホーム応援事業 ～マイホームを取得する移住世帯を応援します～

市への移住世帯を応援するため、定住する意思を持って市に転入し、マイホームを取得する世帯に対し、その取得費用の一部を補助します。

対象世帯（次の①から⑤を全て満たす世帯）

- ①転入予定または転入後1年以内の世帯で、市内に住宅を取得する世帯
- ②計画認定申請時において、転入日前2年以内に市に居住したことがない世帯
- ③他の公的制度による補助等を受けていない世帯
- ④同居する全員が税等を滞納していない世帯
- ⑤自治会に加入している世帯

補助内容

- ・住宅取得費用の5%（上限30万円）
- ・加算額 ①子育て世帯加算 10万円
②市内業者利用加算 10万円

対象住宅（次の①②を満たす住宅）

- ①自らが居住する取得費用が100万円以上のもの
- ②補助事業認定後に、事業開始（着工・購入）し、3月20日までに完了するもの

■子育て・若年夫婦世帯移住応援事業 ～市に移住する子育て・若年夫婦世帯を応援します～

市への移住世帯を応援するため、定住する意思を持って市に転入し、市内の民間賃貸住宅に居住する世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

対象世帯（次の①から⑤を全て満たす世帯）

- ①申請日において、転入した日から1年以内の子育て・若年夫婦世帯
子育て世帯：義務教育修了前の子とその親の世帯
若年夫婦世帯：夫婦いずれも申請時に満40歳未満の世帯
- ②転入日前3年以内に市に居住したことがない世帯
- ③他の公的制度による補助等を受けていない世帯
- ④同居する全員が税等を滞納していない世帯
- ⑤自治会に加入（加入予定）している世帯

対象住宅

市内の民間賃貸住宅で、賃貸借契約の締結者が夫婦のいずれかであること

補助内容

- ※実質家賃の1/2（千円未満切り捨て）
- ※賃借料（駐車場使用料などを除く）から住宅手当を差し引いた額
月額上限：子育て世帯3万円、若年夫婦世帯1万5千円

対象期間

最長60月（年度を前期・後期に分けて年2回支払）

■新婚生活応援事業 ～新婚生活を応援します～

新婚生活を応援するため、定住する意思を持って市内の民間賃貸住宅に入居した新婚夫婦世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

対象世帯（次の①から⑤を全て満たす世帯）

- ①申請日において、婚姻の届け出の日から1年以内の夫婦で、夫婦いずれも届け出時に40歳未満の世帯
- ②子育て・若年夫婦世帯移住応援事業の対象でない世帯
- ③他の公的制度による補助等を受けていない世帯
- ④同居する全員が税等を滞納していない世帯
- ⑤自治会に加入（加入予定）している世帯

対象住宅

市内の民間賃貸住宅で、賃貸借契約の締結者が夫婦のいずれかであること

補助内容

- 実質家賃の1/2（千円未満切り捨て）
月額上限：1万5千円

対象期間

最長60月（年度を前期・後期に分けて年2回支払）

申込方法

いずれの事業も、申請は随時受け付けしております。申請書に必要書類を添付して直接提出（持参）してください。予算の範囲内で随時受け付けします。（申請書などは市ホームページまたは地域創生対策室の窓口から取得できます）

民間賃貸住宅建設支援事業のお知らせ

つがる市への定住を促進するため、子育て世帯や夫婦世帯向けの賃貸住宅を建設する方へ、費用の一部を補助します。

募集内容 1棟4戸以上の共同住宅または長屋を建設する方

募集要件 つがる市都市計画区域内に建設し、かつ整備基準等を満たすものであること
（整備基準等は、市ホームページまたは地域創生対策室で確認できます）

補助対象者 ①事業計画認定申請時において、1年以上継続して市内に住所を有する個人（申請の日以後5年以上継続して市に定住することを確約できる者に限る）または市内に本店を有する法人

②市税に未納がないこと

③この補助を本人および同居世帯員が受けたことがないこと など

募集期間 4月16日(月)～5月1日(火) ※閉庁日を除く

※詳しくはお問い合わせください。

【このページの問い合わせ先】地方創生対策室 電話42-2111(内線361)

防災行政無線を用いた情報伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの災害時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。

これは、災害の緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えする「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を用いた訓練です。

実施日時 3月14日(水) 11時ころ

放送内容 市内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。

- 上りチャイム音
- + 「これは、Jアラートのテストです」 × 3
- + 「こちらは、ぼうさいつがる市です」
- 下りチャイム音

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111（内線345）



ご存じですか？ 児童扶養手当と特別児童扶養手当

【児童扶養手当とは】

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じく（※1）していない児童が育成されている家庭生活の安定と自立の促進を通じて、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

【特別児童扶養手当とは】

心身に障害のある20歳未満の児童を監護（※2）している父または母や、父母に代わってその児童を養育（※3）している方に対し、障害をもつ児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

（※1）消費生活上の家計が同一であることを一応の基準としています。

（※2）監督し保護することであり、主として児童の生活について配慮し、日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。

（※3）児童と同居して監護し、かつ、その生計を維持することをいいます。

児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所している場合は、手当を受けることができません。また、ご家庭の所得状況によっては、手当を受けることができないことがあります。

手当に関するご相談は随時受け付けております。制度内容や支給額などの詳細については、直接担当までご連絡ください。

児童扶養手当、特別児童扶養手当等の手当額が変わります

平成29年全国消費者物価指数の実績値が公表され、物価変動率（対前年比+0.5%）を踏まえ、各手当は0.5%引き上げとなり、平成30年4月以降は下記のとおり改定されます。

【児童扶養手当】

児童扶養手当		手当額（改定前→改定後）	
本 体 額	全部支給	42,290円	→ 42,500円
	一部支給	42,280円～9,980円	→ 42,490円～10,030円
第2子加算額	全部支給	9,990円	→ 10,040円
	一部支給	9,980円～5,000円	→ 10,030円～5,020円
第3子以降加算額	全部支給	5,990円	→ 6,020円
	一部支給	5,980円～3,000円	→ 6,010円～3,010円

【特別児童扶養手当等】

児童扶養手当		手当額（改定前→改定後）	
特別児童扶養手当	1級	51,450円	→ 51,700円
	2級	34,270円	→ 34,430円
障害児福祉手当		14,580円	→ 14,650円
特別障害者手当		26,810円	→ 26,940円
経過的福祉手当		14,580円	→ 14,650円

【問い合わせ先】

- 福祉課 電話42-2111
- ・児童扶養手当について
児童福祉係（内線247）
- ・特別児童扶養手当等について
障害福祉係（内線241）

地域子育て支援センターをご利用ください

地域子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に遊べる場や、お子さんや親同士が自由に交流できる場を提供しています。また、育児相談や子育て情報の提供、子育てに関する講座も実施しています。どうぞ、ご利用ください。

施設名	住所・電話	電話	開設日時
木造地域子育て支援センター	木造日向61-1 (ひなた児童会館内)	42-2130	月～土曜日9時～18時 ※日・祝・年末年始は休み

- 対象** 市内に居住する乳幼児および保護者
- 主な活動**
- ①子育て親子の交流（子育てサロン）
 - ②育児相談（面接・電話）
 - ③ふれあい活動（季節行事、製作遊びなど）
 - ④子育てサークルの支援
 - ⑤子育て講座
 - ⑥センター便り「つぼみだより」の発行



負担金 保険料：年額800円

※利用申し込みや活動内容などについては、子育て支援センターにお問い合わせください。

年間計画や行事予定などの情報を市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】 木造地域子育て支援センター 電話42-2130

「放課後児童クラブ」利用者募集



児童に遊びと生活の場を提供し、遊びを通じた集団指導や生活指導で児童の健全育成と子育てを支援する「放課後児童クラブ」の利用者を募集します。

対象は、市内の小学校に在学し、保護者が仕事等で放課後家庭にいない児童です。

施設名	住所・電話	電話	主な対象学校
ほなみ児童クラブ	穂波小学校	090-3759-8149	穂波小
北保すまいるクラブ	木造北保育園	42-1228(木造北保育園)	瑞穂小
こもほ児童クラブ未来	旧菰槌小学校体育館	45-3588	瑞穂小
もりた児童クラブ	森田小学校	080-9019-1240	森田小
育成児童クラブ	育成小学校	090-6222-4763	育成小
かしわっ子クラブ	柏農村環境改善センター	080-1664-7559	柏小
いなほ児童クラブ	旧沼崎集会所	46-2679 (いなほ保育園)	稲垣小
富蒔放課後児童クラブ	旧富蒔保育所	090-2601-4576	車力小
車力児童クラブ	旧車力地域子育て支援センター	090-2601-5770	車力小
牛瀨児童クラブ	旧牛瀨保育所	080-1810-9539	車力小

開設時間 学校放課後から18時まで（土曜日、長期休暇期間は8時～18時）

休業日 日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日
(インフルエンザ、災害等により休業する場合があります)

負担金 利用料：月額3,000円（兄弟利用の場合2人目から半額、ひとり親医療費助成対象者半額の減額措置あり）
おやつ代：月額1,000円以内（クラブ毎に異なります）
保険料：年額 800円（クラブ毎に異なります。4月1日または加入時～翌年3月31日まで適用）

申込方法 4月から利用される方は、新規・継続ともに各児童クラブまたはつがる市福祉課にある申請用紙に必要事項を記入・押印し、保険料800円を添えて、3月20日(火)までにお申し込みください。なお、4月以降の利用についても随時受け付けします。

●児童のお迎えは、事故等がないように必ず保護者がお願いします。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111（内線247）